

長崎振興局大橋庁舎清掃業務委託仕様書

この仕様書は、作業の大要を示すものであるから、軽微な部分は本書に記載のない事であっても、現地の状況に応じ、係員が美観又は建物管理上必要と認めた作業は契約金額の範囲内で実施するものとする。

なお、本仕様書で甲とは長崎振興局長をいい、乙とは請負業者をいう。

【履行場所】 長崎振興局大橋庁舎（長崎市大橋町 11-1）

1 作業概要

乙は、別紙の「業務項目表」に従い、次の業務を実施するものとする。下記 2 以降に示す要領により実施しなければならない。

- (1) 日常清掃 開庁日の毎日及び週 1 もしくは 2 回行う作業をいう。
- (2) 定期清掃 月 1 回行う作業をいう。
- (3) 特別清掃 年に数回行う作業をいう。

2 使用材料

- (1) 本作業に使用する材料は、総て品質良好の物を使用しなければならない。
- (2) 本清掃に使用する材料・機械器具等一切は乙の負担とし、電力、水道、ガス及びトイレットペーパーは甲の負担とする。

3 作業工程

- (1) 清掃その他の作業工程は、6 及び 7 に基づき行うこと。
- (2) 乙は実施工程表及びその方法をあらかじめ定め、これによる「作業実施計画表」を 2 部作成し 1 部を甲に提出してその承認を受けること。

4 損害その他

- (1) 作業実施に当たり構内の建物、工作物、その他に対して損害を与えたときは、その都度直ちに補修をし、その経費は乙の負担とする。
- (2) 作業実施中破損箇所を発見した場合は、直ちに甲に報告すること。
- (3) 作業員は身分を明らかにするため、一定の作業服を着用し会社名を記入した記章を附すること。

5 作業上の留意事項

この作業の対象範囲は、次の 6 及び 7 のとおりであるが、実施に当たっては業務に支障のないよう充分注意すること。

特に衛生、火気取締りを厳重に行うこと。

作業に当たっては、次の項目を充分注意して実施すること。

- (1) じんあいを発散させないこと。
- (2) 清掃器具類を備品に当てないこと。
- (3) ガソリン、ベンジン等の薬品は絶対に使用しないこと。
- (4) 水の使用にあたっては充分注意し、機械その他の器具類に飛沫させないこと。

6 日常清掃の内容

- (1) 石タイル床
かたくしぼった水ぬぐいモップでじんあいを除去する。
- (2) 長尺シート、タイル床
モップ又は雑巾類をもって充分に水拭きすること。
- (3) 木板、コンクリート床、畳
しゅろ、ホ - キにて充分清掃すること。

- (4) 窓枠、窓合等
じんあいを払いその上を、雑巾類をもって水拭きすること。
- (5) 便所の汚物入れ
汚物は所定の場所に捨てること。容器の汚れが著しい場合は水洗いすること。
- (6) 便器、洗面器具の洗浄
水洗便器及び洗面器は、洗浄材を用い水洗いのうえ布拭き掃除し、トイレの貯水タンクは布拭き掃除をすること。
また、手洗い液は随時補充し、換気扇はちりを払う。必要に応じて掃除機を使用すること。
- (7) その他
ゴミ箱のごみは、毎日所定の場所に捨てること。
軽易に移動できる椅子等の備品は移動したうえ実施すること。

7 定期清掃及び特別清掃の内容

- (1) 長尺シート、タイル床
十分に掃除のうえ、床に付着している汚物は洗剤で除去し、乾燥するのを待つてワックスを用い均等に塗布のうえ研磨すること。
- (2) 木板床
十分に掃除のうえ床油を均等に塗布すること。
- (3) 天井壁等
日常手の届かない箇所は脚立を使い、はたき等でちり払いすること。
- (4) 窓ガラス
両面とも専用洗剤をもって拭き、さらに乾布で磨くこと。
- (5) 扉壁
手垢のついた部分は専用洗剤をもって入念にふきとること。
- (6) その他
作業終了後は、机備品等を元の位置に戻し、椅子は座席に戻すこと。

8 予防清掃（衛生害虫予防）

- (1) 作業実施回数
庁舎全体の作業は、年2回実施すること。
給湯室、流し台設置箇所については、年6回実施すること。
- (2) 使用薬剤
スミチオン乳剤及びDDVP油剤または同等以上の薬剤を使用すること。給湯室、流し台設置箇所については、誘引駆除剤を併用すること。
- (3) 衛生害虫
衛生害虫等の生存について、随時点検をすること。
- (4) 作業方法
 - ア. 乳剤噴霧
建物内部の隅々、ロッカーや机などの隅々、トイレタイルや壁の割れ目及び隙間に、乳剤10倍希釈液を1㎡当り25ml～50ml散布すること。
 - イ. 油剤煙霧
倉庫及び書庫については、スイングフォッグ（エンジン式煙霧機）を使用し、10坪当り30秒～40秒程、室内に煙が充満するまで煙霧すること。
室内を作業する場合は、煙がもれないように目張りをすること。
 - ウ. 油剤噴霧
薬剤は原液を使用すること。（木床の場合）
 - エ. 誘引駆除剤
ベイト剤（パッケージ式）を用い、ゴキブリの生息場所（流し台の下、ガスレンジ、冷蔵庫の下等）に5㎡当り1～3個配置する。

業 務 項 目 表 (長崎振興局大橋庁舎)

1. 日常清掃業務

(開庁日の毎日、週2回、週1回)

箇 所	床 材	面積 m ²
< 毎 日 >		
[1 F]		
本館ロビー	石タイル	18.95
別館ロビー	磁器タイル	65.00
小 計		83.95
[2 F]		
総務課前・横廊下、階段	長尺シート	62.89
南側トイレ前廊下	長尺シート	18.45
南側トイレ	石タイル	20.10
総務課書庫前廊下	木床、ｺﾝｸﾘ	24.06
A B会議室前廊下・階段	ｺﾝｸﾘ	37.53
ﾀﾞﾑ統合管理室前部分廊下	木床	16.00
北側トイレ・廊下	石タイル、ｺﾝｸﾘ	32.76
警備員室前廊下	ｺﾝｸﾘ	12.32
北側入口廊下・階段	ｺﾝｸﾘ	19.55
河川課ﾀﾞﾑ班前廊下・階段	ｺﾝｸﾘ	43.28
渡り廊下	長尺シート	24.80
別館トイレ	長尺シート	56.76
別館廊下・階段	長尺シート	101.15
道路維持課～管理課廊下	長尺シート	84.00
小 計		553.65
[3 F]		
㊹ 用地課横廊下・階段	長尺シート	40.00
小 計		40.00
ご み だ し		
合 計		677.60
< 週 2 回 >		
[2 F]		
A B会議室	長尺シート	136.80
[1 F]		
トイレ・シャワー室等	ﾀｲﾙ、ｺﾝｸﾘ	33.14
合 計		169.94
< 週 1 回 >		
[2 F]		
女子更衣室兼休養室	木床・畳	15.70
男子更衣室	木床	10.00
[3 F]		
㊹ 会議室前廊下・階段	ｺﾝｸﾘ	37.20
㊺ 図書室	長尺シート	44.80
㊻ 打合せ室	長尺シート	31.50
㊼ 男子休養室	長尺シート・畳	25.50
合 計		164.70

2. 定期清掃業務 (月1回)

【本館～奇数月、別館～偶数月】

箇 所	床 材	面積 m ²
[1 F]		
本館ロビー	石タイル	18.95
別館ロビー	磁器タイル	65.00
運転手控室	石タイル	24.00
小 計		107.95
[2 F]		
局長室・管理部長室	長尺シート	58.50
総務課	長尺シート	124.20
南側トイレ前廊下	長尺シート	18.45
総務課前・横廊下、階段	長尺シート	62.89
コピー室	長尺シート	14.00
管理課	長尺シート	59.90
道路維持課～管理課	木床	281.20
A B会議室	長尺シート	136.80
渡り廊下	長尺シート	24.80
別館廊下・階段	長尺シート	101.15
建築課	長尺シート	69.58
総務課分室	長尺シート	23.40
河川課・砂防課	長尺シート	264.60
道路監視員室 (一部ﾀﾞﾑ)	長尺シート	69.58
道路維持課～管理課廊下	長尺シート	84.00
小 計		1393.05
[3 F]		
用地課	長尺シート	170.00
用地課横廊下・階段	長尺シート	40.00
㊹ 図書室	長尺シート	44.80
㊺ E会議室	長尺シート	27.30
㊻ D会議室	長尺シート	35.70
㊼ 打合せ室	長尺シート	31.50
㊽ 男子休養室	長尺シート・畳	25.50
小 計		374.80
合 計		1875.80

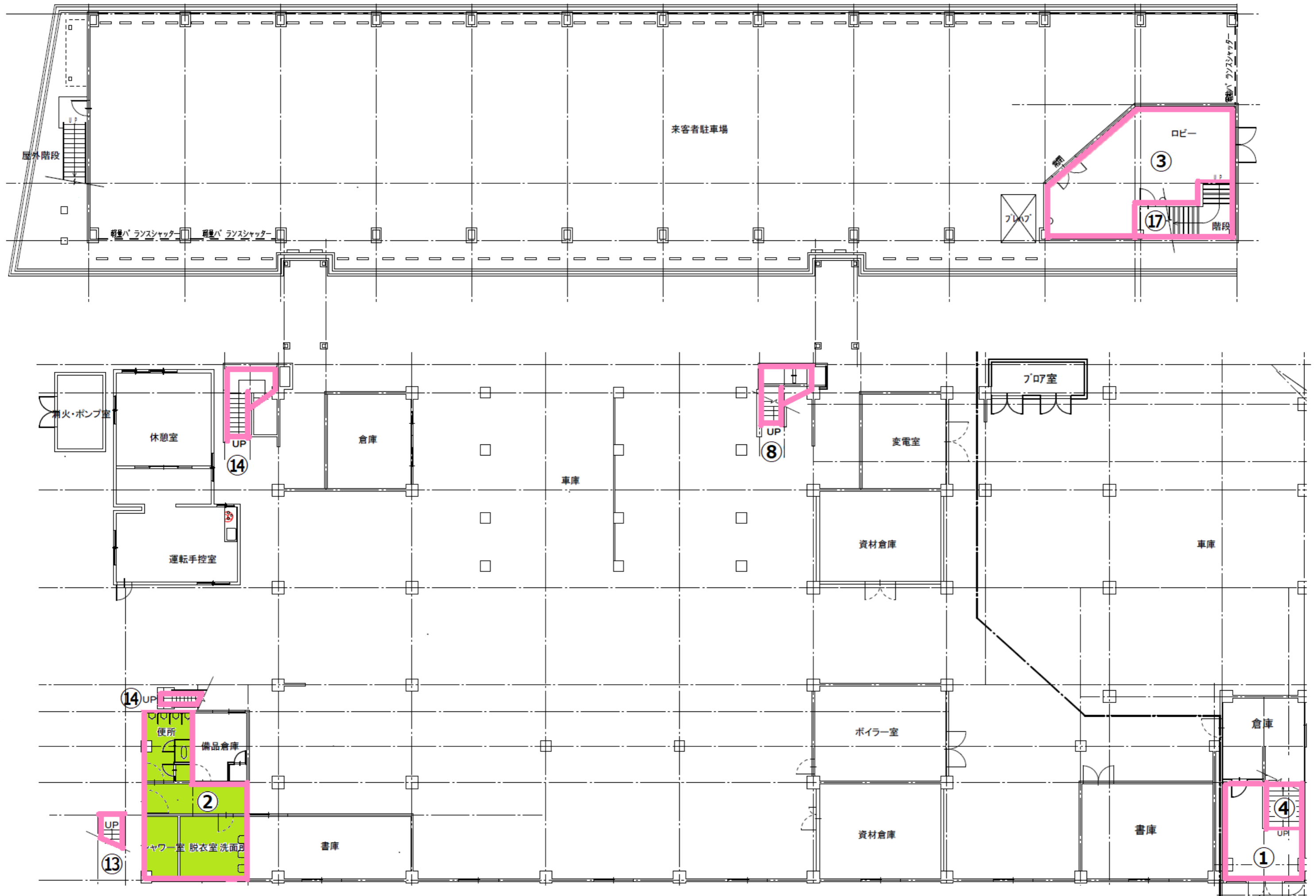
3. 特別清掃業務 (年単位、各回数)

項 目	面積 m ²
窓ガラス拭き<年1回>	
本館 (330m ² × 両面)	660.00
別館 (140m ² × 両面)	280.00
合 計	940.00
ブラインド清掃<年1回>	250.00
全館衛生害虫予防清掃<年2回>	1875.80
給湯室衛生害虫予防清掃<年6回>	20.00

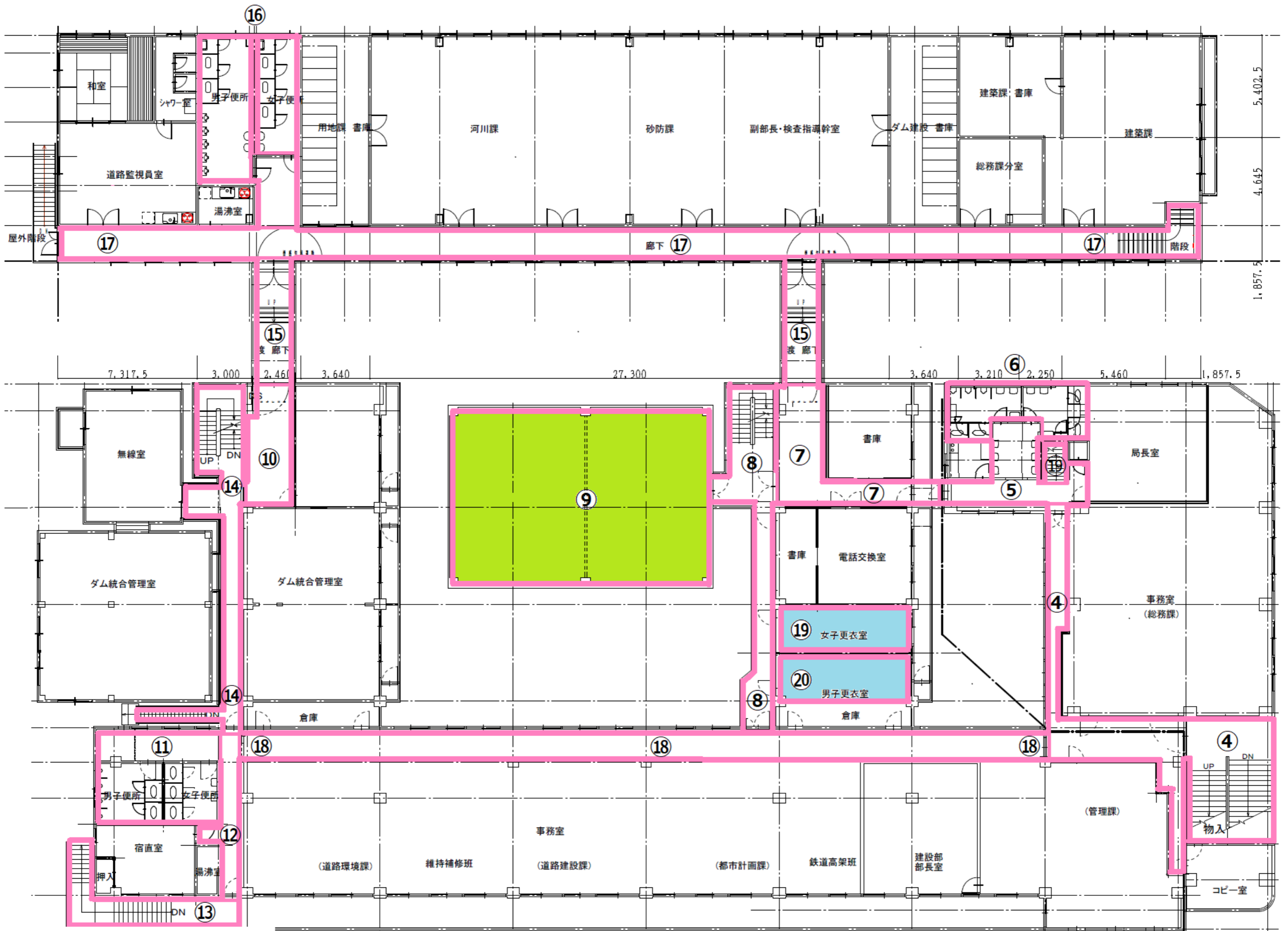
36m × 2.5m

乳剤、油剤使用

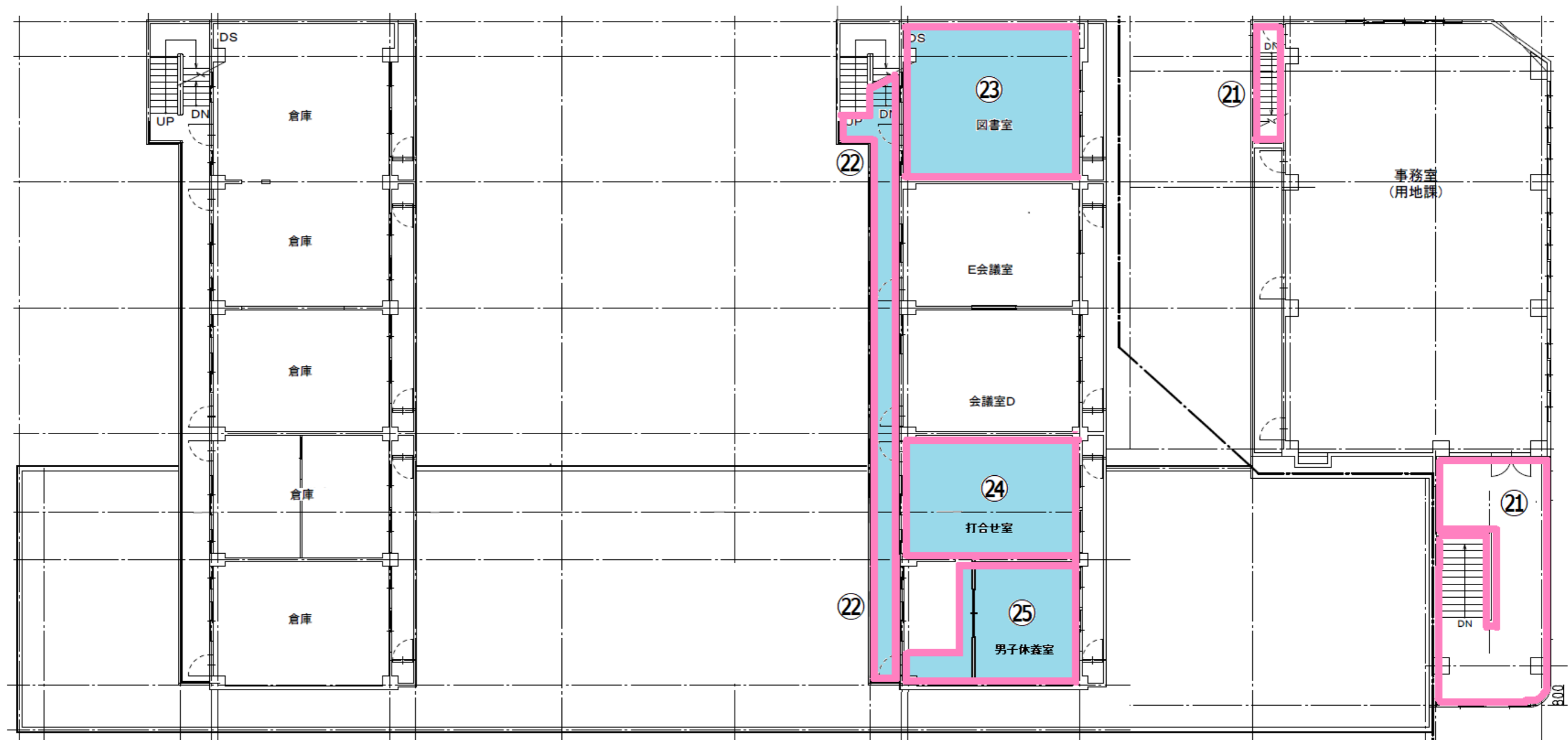
誘引駆除剤散布



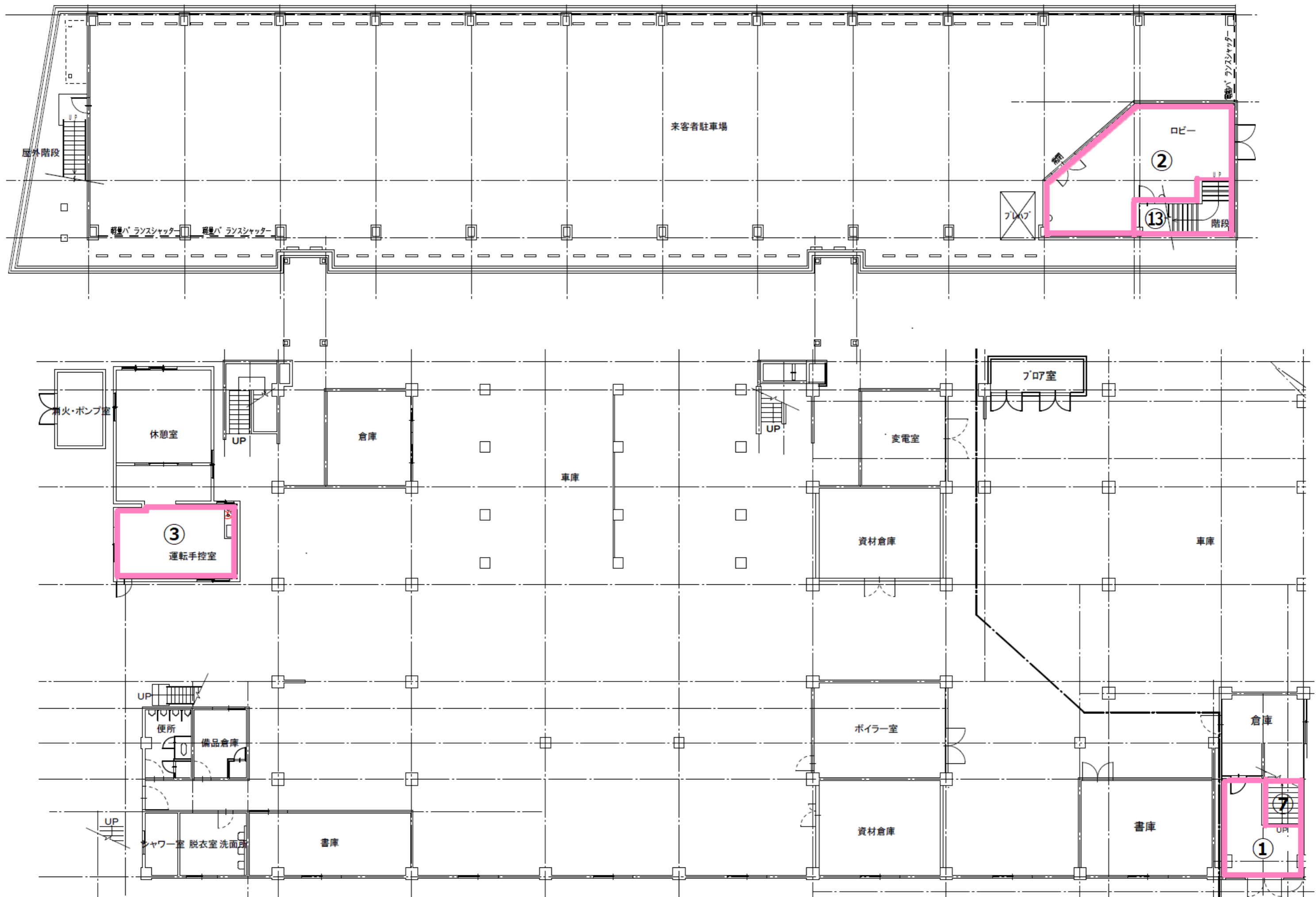
長崎振興局大橋庁舎1階（日常清掃業務）



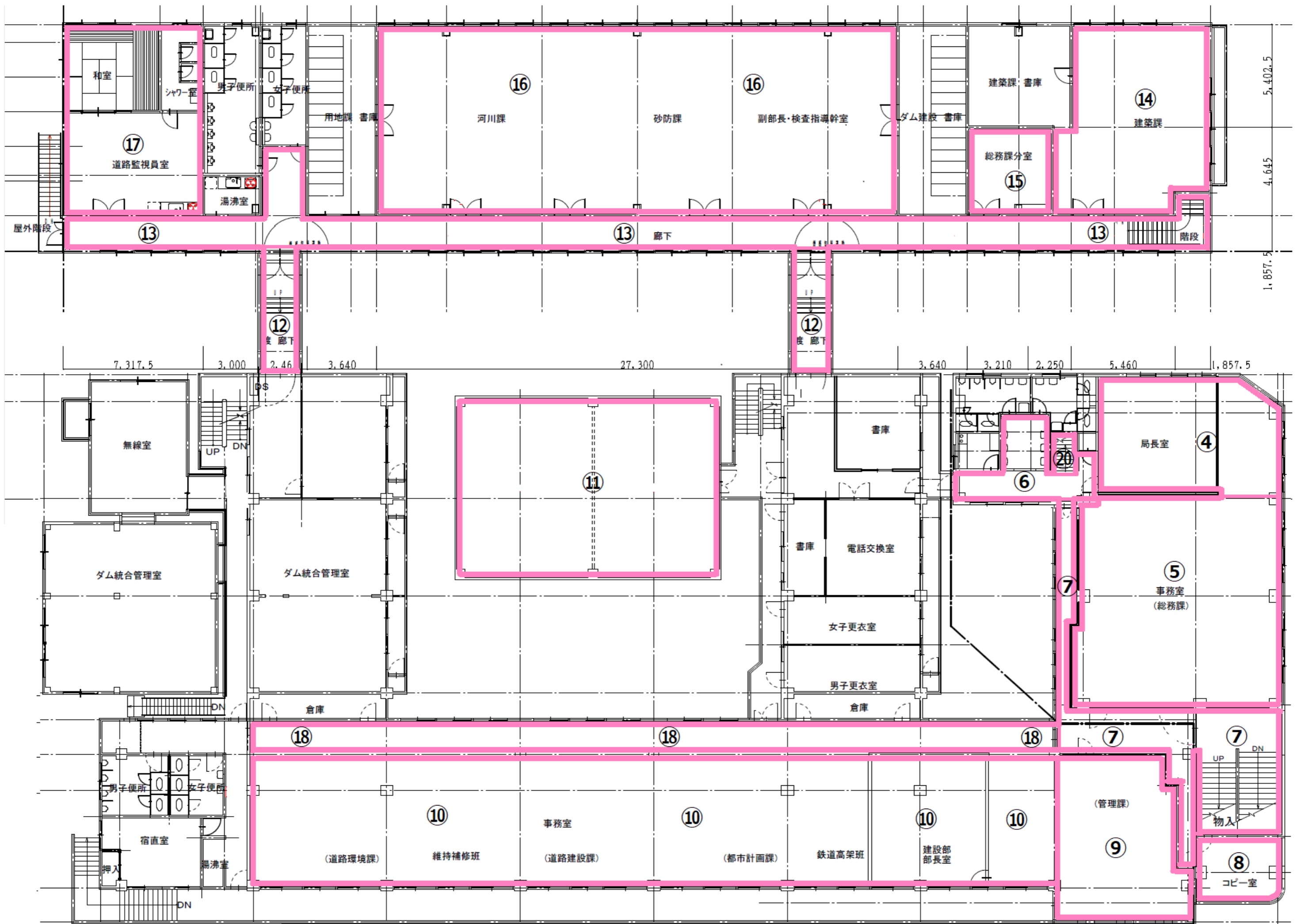
長崎振興局大橋庁舎2階（日常清掃業務）



長崎振興局大橋庁舎3階（日常清掃業務）



長崎振興局大橋庁舎1階 (定期清掃業務)



長崎振興局大橋庁舎2階 (定期清掃業務)



長崎振興局大橋庁舎3階（定期清掃業務）